

EU 関税制度

その他 再輸出入手続き 詳細

1. 再輸出入加工手続き

(1) 適用法令

欧州連合関税法典（UCC）を規定する 2013 年 10 月 9 日付欧州議会・理事会規則 952/2013（2013 年 10 月 10 日付官報 L269 掲載）（規則 2016/2339 により改正）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0952>

（改正を反映した本文は、リンク中の「All Consolidated Versions」を参照）

欧州連合関税法典（UCC）の特定の条項に対する詳細なルールに関し、欧州議会・理事会規則 952/2013 を補足する 2015 年 7 月 28 日付欧州委員会委任規則 2015/2446（UCC 委任規則）（2015 年 12 月 29 日付官報 L343 掲載）（規則 2016/341、2016/651、2018/1063、2018/1118 により改正）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R2446>

（改正を反映した本文は、リンク中の「All Consolidated Versions」を参照）

欧州連合関税法典（UCC）を規定する欧州議会・理事会規則 952/2013 の特定の条項を実施するための規定を定める 2015 年 11 月 24 日付欧州委員会実施規則 2015/2447（UCC 実施規則）（2015 年 12 月 29 日付官報 L343 掲載）（規則 2017/989、2018/604 により改正）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R2447>

（改正を反映した本文は、リンク中の「All Consolidated Versions」を参照）

関連する電子システムの運用が開始されるまでの間、欧州連合関税法典（UCC）の特定の条項の移行ルールについて欧州議会・理事会規則 952/2013 を補足し、欧州委員会委任規則 2015/2446 を改正する 2015 年 12 月 17 日付欧州委員会委任規則 2016/341（UCC 移行委任規則）（2016 年 3 月 15 日付官報 L69 掲載）（規則 2016/698 により改正）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32016R0341>

（改正を反映した本文は、リンク中の「All Consolidated Versions」を参照）

(2) 概要

EU と第三国の間で取引される物品に適用されるルールや手続き、基本的な規定などは、関税基本法である「欧州連合関税法典（UCC：Union Customs Code、欧州議会・理事会規則 2013/952）」にまとめられている。再輸出入加工に関する規定は、UCC 第 7 部「特別な手続き」の第 5 章「加工」に定められている。

なお、UCC は関税に関する規定や制度を幅広く網羅しているものの、大枠の記述にとど

まっており、施行に向けた詳細や、より具体的な手続きや定義は、UCC 実施規則や UCC 委任規則が補足している。再輸出入加工の詳細についても、UCC 実施規則（規則 2015/2447）、UCC 委任規則（規則 2015/2446）、UCC 移行委任規則（規則 2016/341）の該当箇所を参照する必要がある。UCC など EU 関税法については、[「EU 関税制度 関連法 EU 関税法 詳細」](#)を参照のこと。

再輸出加工手続き（IPP）と再輸入加工手続き（OPP）の概要は以下の通り。

a) 再輸出加工手続き（IPP）

2016年5月の欧州連合関税法典（UCC）の施行に伴い、「再輸出加工手続き（IPP：Inward Processing Procedure）」が導入された。同制度は、先行法典である「欧州共同体関税法典（CCC：Community Customs Code）」により規定されていた「再輸出加工減免措置（IPR：Inward Processing Relief）」の「支払い猶予（Suspension）」と、特定の製品の域内加工を支援するために材料の輸入関税を引き下げる「税関管理下加工（PCC：Processing under Customs Control）」の2つの制度を統合したものだ。

再輸出加工手続き（IPP）では、加工後に再輸出する目的で域内に持ち込まれる原材料や半製品に対する、関税や輸入付加価値税（VAT）を含む諸税の支払いが猶予される。なお、IPPの対象となった原材料を加工した製品を、最終的にEU域内に流通させる場合は、最終製品、または、輸入原材料のいずれかに対する関税等の諸税を後納する必要がある。

先行制度の IPR では、支払い猶予の対象となった原材料・半製品またはその加工製品を最終的に域内で流通させる場合に、補償利子（compensatory interest）の支払いが発生する可能性があったが、IPP では廃止された。また、物品が最初に域内に輸入された際に関税その他の諸税を支払い、加工後、再輸出する際に払い戻しを受けることを認める「払い戻し（Drawback、ドローバック）」も廃止された。

IPP は、域内に設立された加工を行う個人・法人、もしくはそれらに代わって加工を手配する代理人に適用される。なお、域外に設立された事業者であっても、商業目的でない場合、適用が認められる場合がある。IPP の適用を受けるには、加盟国の税関当局から承認を受ける必要がある。承認の申請には、加工期間や製品の詳細、加工内容、産出率（加工後に出来る上がる製品を生産するために必要な輸入原材料との割合）などの情報を提供する。また、承認を受けるためには、関税保証が必要となる。

当局による申請の受理から承認までの期間は最大 30 日間¹で、有効期間は原則的に発行か

¹ ただし、加工が複数国にまたがる場合や、遡及的な承認の申請、保証金の支払いなどのケースでは、承

ら5年間となる²。なお、IPPを頻繁に利用しない場合、一定の条件を満たせば、税関申告書に必要なデータを追加することでIPP承認申請とする、簡易承認手続きを選択することも可能となる。

IPPでは最大6カ月間の加工期間を認めている。加工業者は規定期間内に、製品の再輸出や、保税倉庫への移動などその他の関税措置への移行、製品の処分、関税や輸入VATなどの諸税を支払った上での域内流通など、「物品の解放（Discharge）」を行う必要がある。

b) 再輸入加工手続き（OPP）

再輸入加工手続き（OPP：Outward Processing Procedure）制度では、EU域内の事業者が加工や修理のために製品を一時的に域外へ輸出する場合、再輸入の際に輸入関税の減免措置を受けることができる。OPPの下では、原則的に輸入関税は加工による付加価値にのみ課税される。

同手続きは、自由流通財で、かつ、加工や修理などを目的に一時的に域外に輸出される製品を対象とする。また、契約上の規定などにより、域外で無料修理が施された場合、再輸入時の輸入関税は免除される。一方、輸出に当たり、輸入関税の払い戻しや減免措置の対象となる物品や、輸入時に特定用途減免措置の適用を受けた自由流通財などは適用対象外となる可能性がある。

OPPは、域内の法人・個人に適用される。承認は通常、加工処理を手配する者に対し発行される。適用を受けるためには、再輸出加工手続き（IPP）と同様、加盟国の税関当局の承認が必要で、申請時に、加工期間や製品の詳細、加工内容、産出率などの情報を提供する。

当局による申請の受理から承認までの期間は最大30日間で、有効期間は原則的に発行から5年間となる。なお、IPPと同様の簡易承認手続きも利用できる。

再輸出入加工に関する情報は、以下も参照。

● UCCの特別な手続きのガイドライン

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/docs/body/guidance_special_procedures_en.pdf

認により長い時間を要することもある。

² ただし、UCC委任規則の付属書71-02に記載されたセンシティブな農産物が含まれる場合は最大3年となる。